

耐震計算の誤入力に係る再発防止対策の実施状況

平成20年7月
日本原燃株式会社

1. はじめに

平成19年8月21日、当社社長は、青森県知事に再処理施設における耐震計算の誤入力に係る報告を行い、8月31日、青森県知事から以下の4項目について要請を受けた。

- (1) 耐震計算誤入力の再発防止対策に係る監査の実施
- (2) 風通しのよい職場風土の醸成及びコンプライアンスの徹底
- (3) 耐震計算誤入力の件についての広聴広報活動の実施
- (4) 日本原子力技術協会による当社と協力会社との連携についての評価

これら4項目について、平成20年4月から平成20年6月までの実施状況を以下に報告する。

2. 実施状況

(1) 耐震計算誤入力の再発防止対策に係る監査の実施

計算機による設計解析を行う安全性評価業務が新たに発生した場合に、耐震計算誤入力の再発防止対策に係る監査を実施することとしているが、当該業務は発生していない。

日立GEニュークリア・エナジー株式会社については、上記監査とは別に、平成19年6月及び10月に実施した監査に対するフォローアップ監査を2月に行い、入力ミス防止・チェック作業負荷低減を目的としたソフトの開発の完了及び運用の開始を確認した。(平成20年4月28日に報告済)

その本格運用に向けての取組みを確認するため、5月に再度フォローアップ監査を行い、併せてコンプライアンス定着に向けての活動が着実に行われていることを確認した。

(2) 風通しのよい職場風土の醸成及びコンプライアンスの徹底

風通しのよい職場風土の醸成及びコンプライアンスの徹底に関する諸活動をより実効性の高い取組みとするために設置した、社長を議長とする「安全文化推進委員会」や講演会等を開催した。

① 安全文化推進委員会の開催

2月19日に開催した第5回委員会において、全社大の推進活動を「企業基盤活動<やるべきことをやる/将来のリスクを見通す/企業の発展と社会との共存を目指す>」とし、2008年度から展開していくことを確認したことを踏まえ、4月8日の第6回委員会では、その具体的展開として、「日本原燃行動憲章」の一

層の周知と浸透を図るため、よりわかりやすく、かつ具体的に解説するガイドラインの制定に関する事など、各活動の今後の方向性について議論した。

② 品質保証大会の開催

4月7日に「2008年度 品質保証大会」を開催し、品質保証への取組みに対する意識の高揚を図るとともに、さらに魂の入った実効のある品質保証体制を目指すことを誓いあった。(参加者：約1100名 協力会社社員含む)

③ 特別品質安全集会の開催

5月12日に蝦名青森県副知事及び古川六ヶ所村長をご来賓として迎え、特別品質安全集会を開催した。操業を控えた重要な局面でトラブルが連続して発生したことを全員で厳粛、真摯に受け止め、自分たちの職場の品質、安全を自分たちの責務と努力で達成するために、「自らの職場は自ら守る」「自らの安全は自ら守る」の合言葉のもと、地域社会、顧客の信頼を損なわないよう、緊張感を持って品質、安全に万全を期す決意を新たにした。(参加者：約1300名 協力会社社員含む)

④ 安全月間講演会の開催

6月11日に東京大学名誉教授の唐木英明氏より「安全と安心をつなぐリスクコミュニケーション」と題しての安全月間講演会を開催した。当社の事業をめぐる環境・課題に対して、社会の安心を得るには安全と信頼の確保が大切であり、特に信頼については、コンプライアンスや教育等が重要であるとのこと意見をいただいた。(参加者：約100名 協力会社社員含む)

(3) 耐震計算誤入力の件についての広聴広報活動の実施

耐震計算誤入力については、新聞広告や当社広報誌、地域会議などを通じてお知らせしている。(平成19年10月29日に報告済)

現在、様々な広聴活動を継続し、いただいたご意見を踏まえて、当社の事業活動全般に関して、時機を捉えたわかりやすい広報活動に取り組んでいる。

(4) 日本原子力技術協会による当社と協力会社との連携についての評価

平成19年12月27日に日本原子力技術協会 石川迪夫理事長(当時)から当社社長が評価の報告書を受領し、説明を受けた。(平成20年1月22日に報告済)

日本原子力技術協会から頂いた改善要望(参考資料)については、以下のとおり逐次対応している。

- ①「業務に精通した主管部署や品質管理部の監査への積極的な参加」については、5月に品質監査要領を改正し、運用方法を明確化した上で運用を開始した。
- ②「工事を伴わない解析業務の一貫した管理のルール化」については、3月に設計管理要領を改正し、現在は新しい要領に基づき運用を行っている。
- ③～⑦の5項目については、風通しの良い職場風土の醸成に関するものであり、協力会社との連携の実態について、電力会社の事例調査を以下のとおり実施した。

電力会社の事例調査実績

3月14日	東京電力(株)	福島第一原子力発電所
4月11日	中部電力(株)	浜岡原子力発電所
4月30日	四国電力(株)	伊方原子力発電所
5月16日	関西電力(株)	美浜原子力発電所

今後は、当社の再処理工場と類似点がある化学プラントも調査するとともに、当社が今後どのように協力会社と連携していくべきか、活動のあり方や体制等について、検討していく。

以上

日本原子力技術協会「協力会社との連携に関する特定評価報告書」の改善要望
(今後の一層の向上に向けての要望)

- ① 元請会社への監査を、現状では、保安監査部が実施しているが、業務に精通した主管部署や品質管理部が積極的に参加することが望ましい。
- ② 工事を伴わない解析業務については、「調達管理要領」に基づき、チェックと代替方法による検証を行っているが、「設計管理要領」は適用していないので、設計レビューから検証及び妥当性確認記録の管理に至るまでの一貫した管理がルール化されていない。安全上重要度の高い解析業務については、業務要領書等への反映を検討することが望ましい。
- ③ 元請会社、下請会社へのアンケート結果では、業務上の支障はないが、原燃とさらに良好な意思疎通を望む声もある。原燃の意向は隔々まで迅速かつ正確に伝えることは難しいが、元請会社だけでなく、下請会社までのコミュニケーションを心がけて、協力会社全体にわたるマイプラント意識を創り出す活動を日常的に実施して欲しい。
- ④ 原技協の職場風土調査によると、一般的に管理職が現場職員とよく話し合ったり、声かけをすることが、風通しのよい職場風土とするために重要であるという結果が得られている。現場とのコミュニケーションの重要性を認識して、技術部署の管理職は現場へ頻繁に足を運ぶことが望ましい。
- ⑤ 言い出せる仕組みの一手段として設置している「ダイレクトライン」についての活用状況を吟味検討し、他社で導入している良好事例を参考にして、日常業務での要望・意見などを幅広く気軽に言い出せる仕組みにしていくことが望ましい。
- ⑥ コンプライアンスの概念は広範である。社員の共通理解を深めるために、「コンプライアンスとは何か」、「法令・規則が日常の業務の中でどの部分に適用されるのか」を常に問い直すことが必要であり、それらを具体的に示すガイドラインを作成し、周知徹底を図ることが望ましい。
- ⑦ 品質保証マネジメント会議などで協力会社に対しコンプライアンスの取組みを充実するよう要請している。今後も意見交換を密に行い、元請会社への監査で適宜確認していくことが望ましい。